

再交付用

身体障害者手帳を再交付する方へ (すでに身体障害者手帳を持っている方)

○申請に必要なもの

① 身体障害者手帳再交付申請書

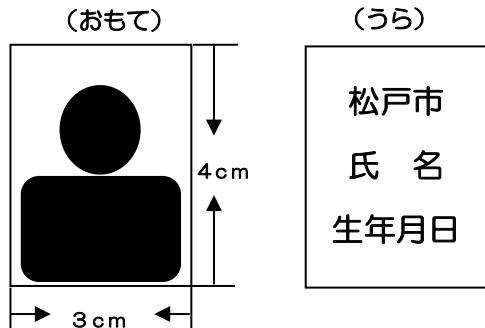
- ・氏名は戸籍どおりに記入してください。

② 身体障害者診断書・意見書（紛失・破損の場合は必要ありません）

- ・**体の部位ごとに診断書の書式が異なります。**
- ・**身体障害者手帳の指定医師が記載する必要があります。**部位ごとに指定医師が異なるため、医療機関へ確認してください。
- ・診断書の有効期限は、医師の記載日から6ヶ月です。

③ 顔写真（たて4cm×よこ3cm、白黒・カラーいずれも可）

- ・1年以内に撮影されたもの。1人で写っているもの。スナップ写真不可。
- ・顔全体と輪郭がはっきり写っているもの。
帽子・サングラス・マスク・加工アプリ不可。
マスクをあごにかけている状態も不可。メガネは可。
- ・デジタルカメラ・スマートフォンで撮影したものは、写真用紙に印刷してください。
- ・裏面に「松戸市」と記入し、その下に「氏名」と「生年月日」を記入してください。
- ・写真は貼らずにお持ちください。
- ・現在使用中の身体障害者手帳の写真を使い回すことはできません。



④ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類（写し可）

- ・マイナンバーカード、通知カード、住民票（マイナンバーが記載されているもの）など。

※療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は、身体障害者手帳とは別の手帳です。

身体障害者手帳をお持ちでない方は、新規申請となります。

※申請から手帳交付までは、千葉県の審査会の都合等により、おおむね3~4ヶ月かかります。

下記宛て先は郵送時にご利用ください

(宛て先)

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

松戸市役所 障害福祉課 手帳担当 宛て

キリトリ

(担当課)

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

松戸市役所 障害福祉課

電話：047-366-7348